

広島県教育委員会教育長訓令第2号

学校以外の教育機関

職員の勤務時間の特例に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

職員の勤務時間の特例に関する訓令の一部を改正する訓令

職員の勤務時間の特例に関する訓令（昭和四十年広島県教育委員会教育長訓令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この教育委員会教育長訓令は、事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令（昭和二十七年広島県教育委員会訓令第一号）第三条の規定に基づき、特別の形態によつて勤務する必要がある職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律第十八條第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を含む。）の勤務時間等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(県立図書館に勤務する職員の勤務時間等に関する特例)</p> <p>第二条 県立図書館に勤務する職員の週休日は、館長が職員ごとに指定する一週間につき二日（育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、二日以上）とし、週休日を除く日（以下「勤務日」という。）の勤務時間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより、あらかじめ館長が職員ごとに割り振るものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(県立少年自然の家に勤務する職員の勤務時</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この教育委員会教育長訓令は、事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令（昭和二十七年広島県教育委員会訓令第一号）第三条の規定に基づき、特別の形態によつて勤務する必要がある職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律第十八條第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を含む。）の勤務時間等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(県立図書館に勤務する職員の勤務時間等に関する特例)</p> <p>第二条 県立図書館に勤務する職員の週休日は、館長が職員ごとに指定する一週間につき二日（育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、二日以上）とし、週休日を除く日（以下「勤務日」という。）の勤務時間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより、あらかじめ館長が職員ごとに割り振るものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(県立少年自然の家に勤務する職員の勤務時</p>

<p>間等に関する特例)</p> <p>第五条 県立少年自然の家に勤務する職員の週休日は、月曜日及び所長が職員ごとに指定する一週間につき一日(育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日以上)とし、勤務日の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。ただし、勤務時間のうち、午後零時から午後一時までの間は、休憩時間とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>間等に関する特例)</p> <p>第五条 県立少年自然の家に勤務する職員の週休日は、月曜日及び所長が職員ごとに指定する一週間につき一日(育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日以上)とし、勤務日の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。ただし、勤務時間のうち、午後零時から午後一時までの間は、休憩時間とする。</p> <p>2・3 (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附則

(施行期日)

1 この教育委員会教育長訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の勤務時間の特例に関する訓令(以下「改正後の規程」という。)第一条及び第二条の規定については、令和十四年三月三十一日までの間、改正後の規程第一条中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項若しくは第二十二の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六條第一項若しくは第二項又は同法附則第七條第一項若しくは第三項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)」と、改正後の規程第二条中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」と読み替えるものとする。